

改正

平成6年4月1日
平成14年4月1日
平成17年4月1日
平成23年4月1日
平成27年4月1日
平成29年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和4年4月1日

学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程

(目的)

- 第1条 学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）に教育研究活動等点検調査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
- 2 本委員会は本法人の教育研究等の活動及びその運営に関し、総合的な点検・調査・分析・評価（以下「点検・評価等」という。）を行い、その結果に基づく改善に努め、もって本法人の教育研究水準の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。
- 3 前条の点検・評価等の項目は別に定める。

(構成)

- 第2条 本委員会は全学園連絡会の構成員を中心に、次の区分によって毎年度当初理事長が委嘱する。
- 委員長
副委員長
委員
事務担当
- 2 本委員会の委員長は理事長とし、副委員長は常務理事とする。
- 3 委員長は必要であると認めたとき他の教職員を含めることができる。
- 4 学部等の各組織が自らその諸活動において点検・評価等を行い、その結果に基づく改善に努めるため、本委員会に分科会、部会を設ける。分科会、部会については別に定める。

(審議事項)

- 第3条 本委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 各部会の点検・評価等の結果及び改善施策に関する事項
- (2) 前号に基づく改善の指摘に関する事項
- (3) 第1号及び第2号に基づく改善施策の進捗に関する事項
- (4) 本委員会の組織、手続きの点検・評価に関する事項

(外部評価)

- 第4条 前条第4号に加え、本委員会の組織、手続きの適切性の検証について、監事に監査を付託する。監事監査は7年を周期とする。

(活動報告)

- 第5条 本委員会における点検・評価等に関する審議の結果及び改善施策は、学内に公表するものとする。

(自己点検・評価および学校評価)

- 第6条 大学の自己点検・評価及びK-12の学校評価については、分科会、部会にてこれを行い、本委員会の審議を経て「自己点検・評価報告書」及び「学校評価結果」としてとりまとめ公表するものとする。
- 2 大学の「自己点検・評価報告書」の公表は7年を周期とする。
- 3 大学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、「自己点検・評価報告書」は「K-16教育研究活動等有識者会議」に諮ることとする。得られた意見、助言等は本委員会において共有し、同報告書と併せてホームページで公表するものとする。

- 4 専門職学位課程の「自己評価書」の公表は5年を周期とする。
- 5 K-12の「学校評価結果」の公表は毎年行う。
- 6 K-12の「学校評価結果」の公表にあたっては、学校関係者評価の結果を付すものとする。

(その他)

第7条 本委員会はその運営に関し必要な事項を細則に定める。

第8条 この規程の改廃は、全学園連絡会の議を経なければならない。

第9条 本委員会に係る事務主管は、教育情報・企画部EQA課が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。